

寄 付 行 為

財団法人 新潟地域産業振興センター

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人新潟地域産業振興センターという。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を新潟市中央区鐘木 1 8 5 番地 1 0 に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、新潟市並びにその周辺市町村における商工業等の産業の近代化、高度化のための事業を行うことにより、地域産業の健全な育成及び発展に貢献し、もって活力ある地域経済社会の形成、地域住民の生活向上及び福祉の増大に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 産業振興に関する調査、研究事業
- (2) 技術情報、企業情報の収集・提供に関する情報サービス活動
- (3) 高度技術の開発又は利用に関する研究・研修及び指導
- (4) 企業の研究開発活動に対する資金的援助
- (5) 高度技術の開発又は利用に関する技術者交流会、シンポジウムの開催
- (6) 生製品の展示会、見本市の企画・開催事業
- (7) 文化・スポーツ・イベント・各種大会誘致等の企画、開催事業
- (8) 新潟市産業振興センターの運営管理
- (9) 損害保険代理業務
- (10) 前各号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 資 産 及 び 会 計

(資 産 の 構 成)

第 5 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種類)

第6条 この法人の資産は基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) この法人の設立に際し基本財産として指定された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 基本財産はこれを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ新潟県知事の許可を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

4 前項ただし書きの場合においては、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

5 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理する。その管理の方法は、理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他の確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第8条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(特別会計)

第9条 この法人は、事業遂行上、必要があるときは、理事会の議決により、特別会計を設けることができる。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(事業計画及び予算)

第11条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

3 前2項の場合においては、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(事業報告及び決算)

第12条 理事長は、事業年度ごとに次の書類により事業報告及び決算を調整し、事業年度終了後50日以内に監事の監査を受け、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

第3章 役員等

(役員の種類)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事(理事長、副理事長及び専務理事を含む。)8人以上15人以内
- (5) 監事 2人

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のうち、同一の親族(三親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者をいう。)、特定の企業の関係者(役員、使用人、大株主等をいう。)又は所管する官庁の出身者の合計数は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。また、同一の業界の関係者の合計数は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順序により、その職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会又は新潟県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会を招集すること。

(役員 の 任 期)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員が辞任又は任期満了した場合に、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(役員 の 解 任)

第 17 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において、理事現在数の 4 分の 3 以上の同意を得てその役員を解任することができる。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に、あらかじめその旨を書面で通知するとともに、解任の議決を行う理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(顧 問 ・ 参 与)

第 18 条 この法人に顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、重要事項について理事長の諮問に応ずる。

(報 酬 等)

第 19 条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、報酬を支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 報酬及び費用の弁償については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(事 務 局)

第 20 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の議決を得て別に定める。

第 4 章 理 事 会

(構 成)

第 21 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 22 条 理事会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要事項を議決する。

(開 催)

第 23 条 理事会は、次の各号の場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定により招集するとき。

(招 集)

第 24 条 理事会は、前条第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の場合には、請求の日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面により、開会の日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 25 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定 足 数)

第 26 条 理事会は、理事の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 27 条 理事会の議事は、この寄付行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

- 2 前項の場合においては、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(書 面 表 決 等)

第 28 条 やむを得ない理由のため理事会に出席出来ない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として、表決を委任することが

できる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか出席理事の中から、その理事会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第30条 この法人に、評議員8人以上15人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会において選出し、理事長が委嘱する。
- 3 第16条及び第17条並びに第19条第1項本文、第2項及び第3項(費用の弁償に係る部分に限る。)の規定は、評議員について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第31条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 第26条から第29条までの規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第 6 章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第 32 条 この寄付行為は、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ新潟県知事の認可を得なければ変更することができない。

2 前項の場合においては、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(解散及び残余財産の処分)

第 33 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会において、理事現在数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、新潟県知事の許可があったときに解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、新潟県知事の許可を得たうえ、この法人と類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。

3 前 2 項の場合においては、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

第 7 章 雑 則

第 34 条 この寄付行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 62 年 3 月 31 日までとする。

2 この法人の設立当初の事業年度は、第 10 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 61 年 3 月 31 日までとする。

3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、別紙事業計画書及び予算書のとおりとする。

附 則

この寄付行為の変更は、新潟県知事の認可のあった日から施行する。

(昭和 61 年 6 月 11 日)

附 則

この寄付行為の変更は、新潟県知事の認可のあった日から施行する。

(昭和 62 年 5 月 21 日)

附 則

1 この寄付行為は、新潟県知事の認可のあった日から施行する。

2 評議員の任期は、第 30 条第 3 項の規定において準用する第 16 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 13 年 3 月 31 日までとする。

(平成 11 年 5 月 19 日)

附 則

この寄付行為の変更は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。